

「新型コロナウィルス感染症」に係わる激甚災害融資の利子補給要領

1. 目的

この要領は、全日本トラック協会が実施している、「コロナウィルス感染症」に係る中央近代化基金激甚災害融資（以下「激甚災害融資」という。）に対して、東京都トラック協会（以下「東ト協」という。）が会員事業者を対象に、独自に利子補給することに関し、基本的な事項を定めるものである。

2. 融資限度額

3千万円（個別企業体・共同体とも）

3. 利子補給の対象

（1）対象となる融資の概要

「激甚災害融資」推薦申込公募要綱のとおり（但し、融資限度額、利子補給率を除く）

（2）対象者

「激甚災害融資」を受けた東ト協会員事業者

4. 利子補給

（1）「激甚災害融資」を受けた東ト協会員事業者に対し、次の率（ただし、融資の貸付金利を上限とする。）の利子補給を行う。ただし、公定歩合等の変化がある場合、補給率を改定することができる。

① 個別企業の場合 0. 6 %

② 共同体の場合 0. 6 %

改定後の利子補給率は、原則として新たな融資を受ける分に適用し、既往の融資分については改定前の利子補給率を適用する。

（2）元金及び利息等の支払いの延滞、利子補給の打ち切り及び返還については、東ト協「近代化基金運営要綱」第6条第2項から第4項の規定を準用する。

5. 利子補給金処理

東ト協補助分0. 6 %分の金額について、商工中金が作成した償還データに基づき、東ト協が四半期ごとに会員事業者口座に振り込む。

6. その他

この要領は、令和2年4月1日以降「激甚災害融資」の融資申込みを受け、融資申込額が3千万円までのものに適用する。